

フードバンク関西の活動趣意書ならびに活動報告書

2013年2月



特定非営利活動法人フードバンク関西

1 私たちの活動趣旨

フードバンク関西は、主に食品関連企業から、「商品としては扱えないが食べ物として全く問題のない余剰食品」を無償で引き取り、支援を必要とする人たちを支える非営利福祉団体に、ボランティアの手で運び、無償で分配する活動をしています。「命の糧である食べ物」を廃棄すること無く大切に活用すると共に、支援を必要とする人たちの食生活を少し豊かにすることができます。さらに企業や市民がフードバンク事業を通じて、それぞれができる社会貢献をして繋がりを深め、お互いが支え合い、助け合う社会作りに寄与したいと考えています。



私たちの活動拠点の事務所兼倉庫

1-1 活動の背景

私たちの活動の背景を図1に示しました。現在、日本の1年間に使われる食品総量約9000万トンの4分の1は廃棄されており、これら廃棄物の内500万~900万トンが可食部分であり、その中には食料として問題のない、美味しくて栄養十分な食品が大量に含まれています。このうち食品関連企業（外食産業を除く）からの余剰食品の廃棄量は年間約100万トンとされ、これらの殆どは食べ物として全く問題がありません。

国際連合世界食糧計画（WFP）の年次報告によると、WFPは2011年1年間に75カ国9900万人に360万トンの食糧支援を実施しています。日本は、同じ1年間にその2~3倍に及ぶ食べ物を、活用すること無く廃棄したことになります。

一方、少子高齢化や景気低迷のため、日本の社会保障関係費は、この3年間、一般歳出の50%を占めるに至って財政赤字の大きな要因になり、公費による福祉助成は制約を受けるようになり、社会福祉法人の多くは苦しい経営を余儀なくされています。さらに非正規雇用の増加に伴い、就労環境が不安定化し、貧困層の増加が懸念されています。

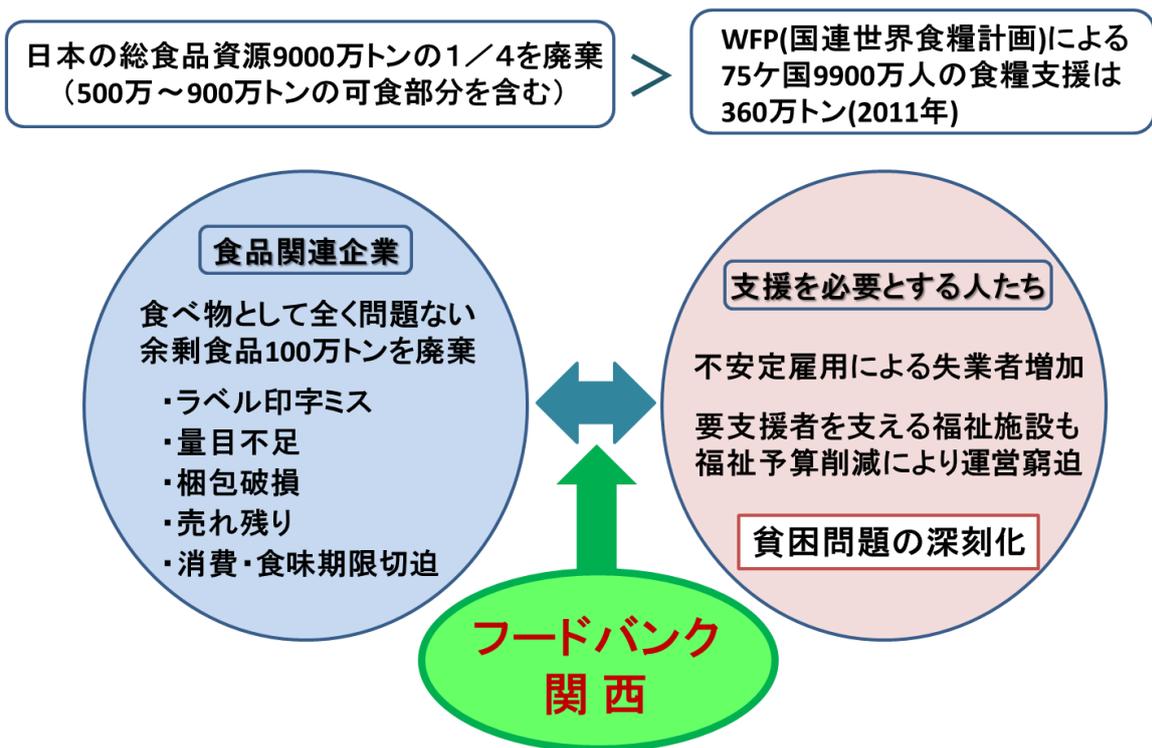


図1 私たちの活動の背景

1-2 活動の効果（フードバンク関西の役割）

生活困窮者を支援する団体への食支援によって、苦しい経営状態の福祉施設や団体の食料確保のための負担を軽減し、要支援者の生活を豊かにして自立への意欲の向上を図ることは、長期的には行政の財政負担の軽減に繋がります。

一方、食品を提供する企業にとっては、食べ物を大切にしたいという生産者のモチベーションの向上、CSRによる企業イメージの向上、さらに、廃棄物処理コストの削減と環境保全への効果も期待できます。

フードバンク関西は、企業での余剰食品を施設や団体、さらには行政の福祉関連窓口を通して生活弱者を支援するために、ボランティアが作業を受け持って、企業と福祉施設等の間の橋渡しの役割を担い、生活弱者に優しく、さらに限られた資源を有効に活用する、環境に優しい社会の実現を目指していきたく考えています。



ボランティアによる作業

2 フードバンク関西の取り組み

私たちの活動の活動概要を図2に示しました。フードバンク関西は、企業などから無償で提供していただいた余剰食品を、支援を必要とする人たちを支える福祉施設や団体に、さらに行政の福祉関連窓口を通して緊急に支援を必要とする個人や世帯に無償分配しています。なお、これらの活動は、会員の会費、支援者の寄付金、助成金を運営費として、すべてボランティアの手によって行われています。

平成15年に1社から提供された食品を2つの団体に運ぶことから始まり、多くの方々の温かいご支援によって、この10年間に図3に示すように食品取扱量は増加し、昨年(平成24年)1年間に209トンの余剰食品を食品関連企業その他から引き取り、92ヶ所の施設や団体に届け、美味しい食べ物として支援を必要とする人たちに活用していただくことができました。

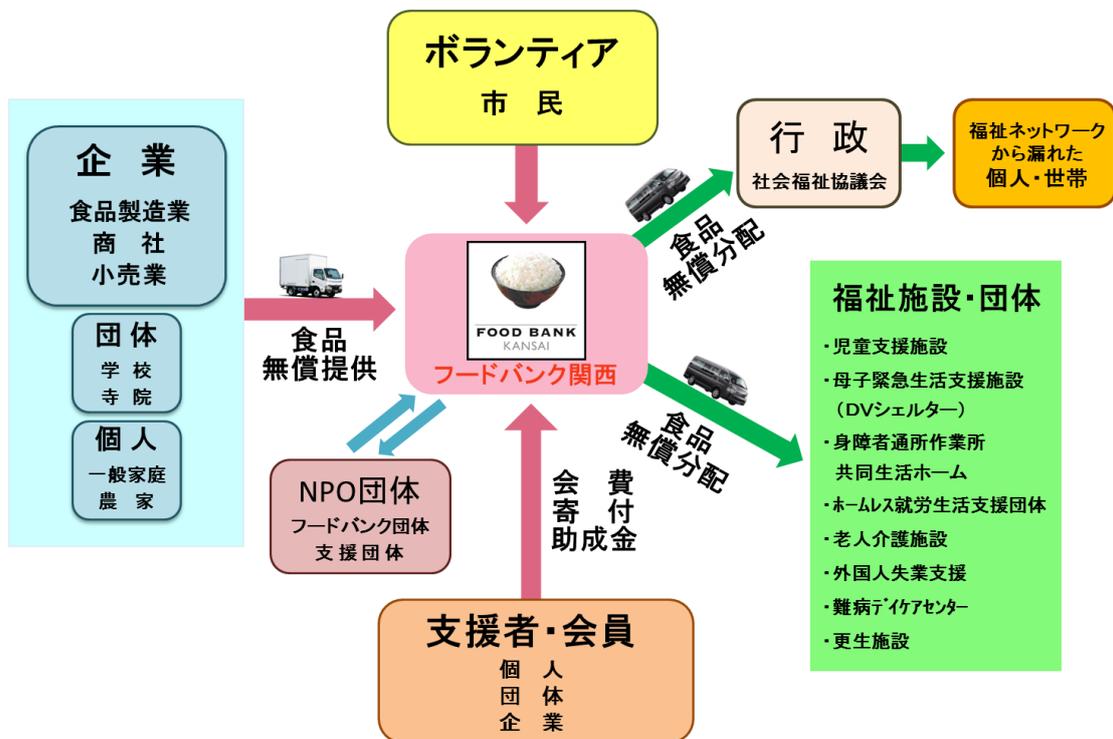


図2 フードバンク関西の活動概要



量販店で積み込まれる野菜、果物、パン

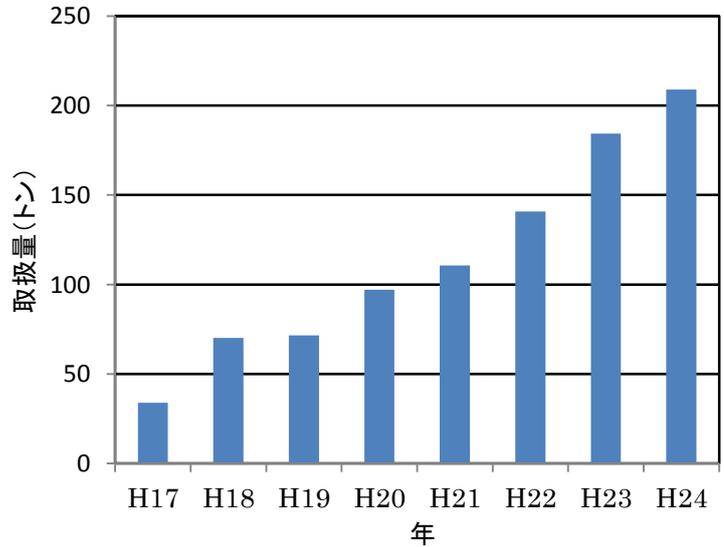


図3 フードバンク関西の食品取扱量

2-1 食品提供企業と取り扱い食品

フードバンク関西が取り扱う食品は、商品のラベル印字ミス、量目足など製造過程で生じた規格外品、梱包破損などの流通過程で発生する食品、売れ残りなどの製造と販売のミスマッチで生じる食品が主であり、消費・賞味期限内で安全性に全く問題のない食品です。

フードバンク関西は、食品を提供して下さる企業と「食糧等の引取についての確認書」を交わし、企業に対し食品の安全の保証を求め、食品を福祉目的以外には使用しないことを確約します。

フードバンク関西では、食品の品質管理規定やボランティアマニュアルを定め、企業から受け取り、フードバンク関西が福祉団体へ届けるまでの間に品質を損なうことがないように十分に注意を払っています。さらに食品を受け取ってくださる団体に対しても、フードバンク活動の意義と食品の取扱説明を行い、提供された食品が各施設内で目的に沿って安全に活用されています。

なお、私たちの活動に賛同していただき、食品を継続して提供していただいている企業を表1に示しました。



フードバンク関西へ引き取られた野菜、果物、パン

表1 食品提供企業

コストコホールセールジャパン株式会社	株式会社ジャパンフードサービス
マックスバリュ西日本株式会社	ハインツ日本株式会社
ネスレ日本株式会社	加藤産業株式会社
株式会社宝幸	奈良食品株式会社
植垣米菓株式会社	日仏商事株式会社
ケンコーマヨネーズ株式会社	マリアコーポレーション株式会社
とよす株式会社	株式会社和晃
カルゲン製菓株式会社	株式会社ウーケ
三菱食品株式会社	株式会社イーアンドイー
中島大祥堂	トーラク株式会社
カルビー株式会社	キューピー株式会社
播磨社会復帰促進センター	農業法人株式会社あつぷふあーむ



事務所、ヤード、倉庫に山積みされた企業から提供された菓子、缶詰、米など



フードバンク関西に引き取られた野菜、果物、パン

2-2 受取団体

受取団体の数も取扱食品量の増加に伴い増えています。現在、表2に示すように、神戸、大阪、阪神間を中心に、地域の児童養護、障害者自立支援、母子生活支援、高齢者支援、ホームレス支援などの施設や団体92ヶ所に食品を無償で届けており、1ヶ月当たりの受益者延人数は6千人を越えています。

受取団体に対しても、私たちの活動への理解を求め「食糧等の受け渡しについての確認書」を交わし、食品取扱に関する約束事項、食品活用の目的確認、施設の視察を行っています。受取団体スタッフの、施設利用者支援への温かな思いに触れることが私たちの活動の励みになっています。

表2 現在の受取団体とその数

児童養護施設 障害学童保育	8
ホームレス支援団体	13
母子生活支援施設 (DV シェルター)	14
障害者作業所	35
障害者共同生活ホーム	7
難病デイケア	2
外国人支援	2
在宅老人介護団体	6
更生施設	3
地域行政外郭団体	2
合計	92



食品を手渡すボランティアと受け取る施設のスタッフ

受取団体の施設の方々とボランティアの交流会

2-3 食のセーフティネット事業

フードバンク関西では、今の社会では、生命の危険すらあり得る危機的状況に陥るのは、福祉のネットから洩れた非常に困難な状況に陥った市民であり、その人たちへの緊急食支援、「食のセーフティネット」の仕組みを地域に整える必要を感じてきました。この場合、支援対象者の情報は、地域行政の福祉担当部署がまず入手することから、地域の行政との協働が必然と考えられました。

芦屋市では、すでに2009年頃から市福祉担当者が単独で相談に来る形で食支援を行ってきました。また、尼崎市でも2010年からお米の提供を市担当部署に行う形で食品提供が行われてきました。

そこで、2012年、芦屋市、尼崎市との話し合いを経て、芦屋市では芦屋市社会福祉協議会、尼崎市では尼崎市民福祉振興協会を窓口機関として事業協定書を交わし、実質は両市の福祉担当者からの食品支援要請に応える形での「食のセーフティネット」が稼働し始めました。

都市部においては、行政担当者がフードバンクと支援対象者を繋ぐことにより、対象者の貧困の情報と状況を客観的に把握することができ、食支援だけでなく、生活支援、就労支援等、他に必要な支援と重ねることで、実質的に対象者を自立支援へ結びつけることができます。また対象者の個人情報も保護することができます。

今後は、この両市の仕組み（図4）を先駆例として、それぞれの地域の状況に即した、「食のセーフティネット」を、隣接地域の行政との協働で作りに上げ、安心安全の町づくりに寄与する予定です。

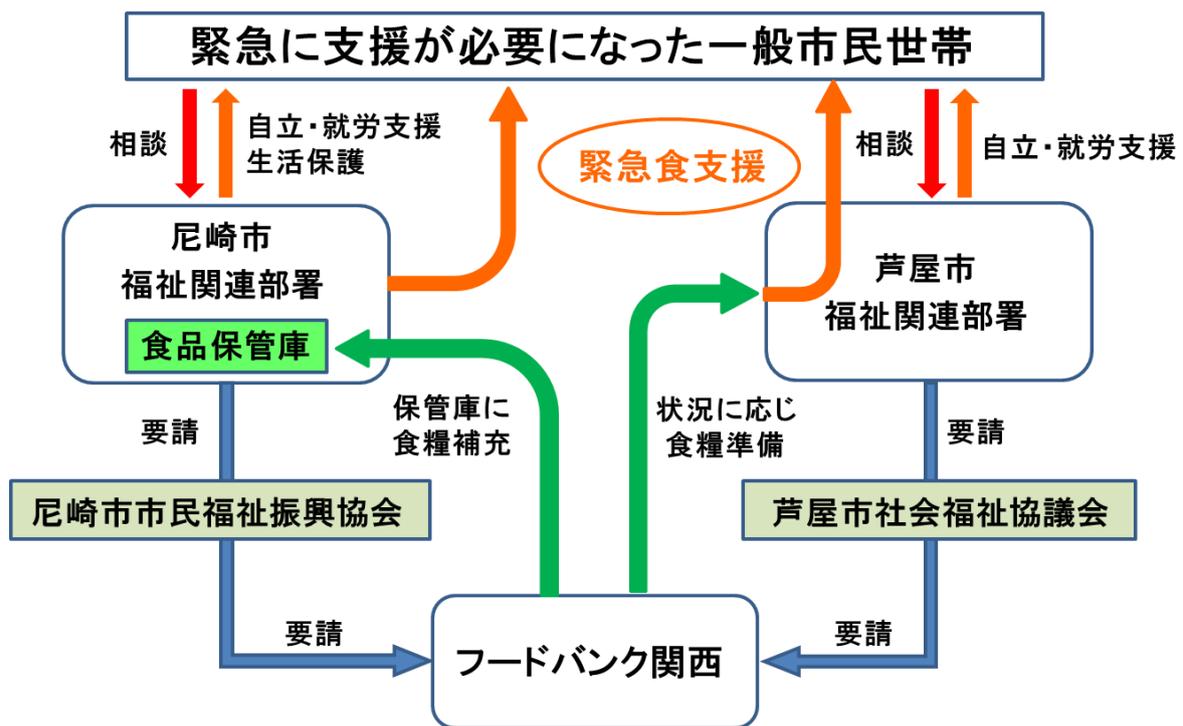


図4 芦屋市、尼崎市で実施している「食のセーフティネット」の仕組み

2-4 ボランティア

現在約50名のボランティアが、フードバンク関西の活動に参加しています。

毎週月曜日から土曜日までの6日間、個人所有車両あるいは法人車両の大型ワゴン車を用いて企業からの食品の引き取りや施設へのデリバリー、事務所では、食品の入出庫管理、検品、仕分けなどの作業を行っています。

毎日、大型量販店2店にボランティアの車が複数台集まって、当日店舗から提供されるパン、野菜、果物を引取り、各々担当する福祉施設に搬送し、直ちに分配します。

さらに事務所に企業から搬入される、米、調味料、レトルト食品、菓子類、その他の食品は、事務所で働くボランティアによって検品、仕分けが行われ、受取団体の利用者人数、年齢等の状況に合わせて、施設毎に箱詰めされ、各施設に分配されます。

パン野菜果物は隔週1回、事務所からの食品は月1回の頻度で各福祉施設に届けられます。

食品取扱量の増加とともに仕事量も増え、車両を使用した引き取りやデリバリーの頻度は月延100回近くになっています。



量販店での食品の引き取りと仕分け



企業から引き取ってきた食品の荷下ろし



食品の検品と施設ごとの仕分け

冷凍食品は保冷箱に



デリバリーへ出発する車への食品の積み込み

3 フードバンク事業における今後の課題

3-1 食品を寄贈しやすい環境の整備

フードバンク事業における食品の供給については、フードバンク先進国の米国では、1年間に200万トンも取り扱われているのに対し、日本ではすべてのフードバンク団体（約30団体）の合計取扱量は多く見積もっても3000トン位で、活用されている食品は全体から見れば本当にわずかです。発生する余剰食品はフードバンク事業に活用され、食べ物としての価値を全うすると共に社会福祉の向上へ寄与できるよう、取扱量の増加が望まれます。

しかし、企業等がフードバンクに食品を提供する際に、食品衛生法、JAS法、廃棄物処理法、消費者安全法等、様々な法律による規制等に対応する必要があり、提供食品を増やすためにはこれらの法律を含め、食品を提供しやすい制度の見直しが急務です。

一方、食べ物として活用すべき食品が国内で大量に廃棄されていることを考えると、食品流通における、もったいない食品を産み出さない方法の検討や慣習の見直し、消費者の意識改革等、根本的な取り組みが必要と思われれます。

3-2 事業運営費の確保

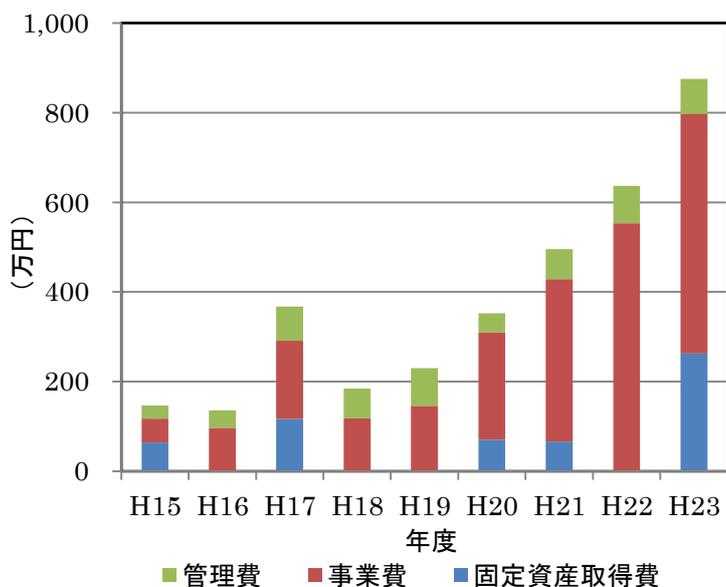


図5 フードバンク関西の事業運営費

フードバンク事業は、余剰食品を食品関連企業から無償で引き取り、支援を必要とする人たちに無償で分配することから、事業からは全く収益を生じず、事業運営費をどの様に確保するかが大きな問題点です。図5にフードバンク関西の毎年の事業運営費を示しましたが、食品取扱量の増加に伴い運営費が大きく増えており、フードバンク関西では、毎年の運営費を会員の年会費、一般市民からの寄付で賄い、その不足分を主に民間福祉財団の助成金で補っています。社会の要請に沿う形で、活動意義もますます深まり、事業規模も年々拡大していますが、寄付はその規模の拡大に比例せず、事業を拡大すればするほど運営費不足に苦しむという悪循環に陥っています。

今後、長期安定的に事業を継続するためには、公共性の高い事業であることを、行政機関も理解し、それにふさわしい補助や支援の方法を講じて下さることを期待しています。

また、食品を提供して下さる食品企業においても、余剰食品の提供のみに終わらず、この事業の長期安定的継続を支援する意味での、資金面での協力も仰ぎたいと思います。

この事業の活動趣旨にご賛同いただけるすべての皆様からの、ご理解とご支援を期待しています。皆様からのご支援でこの活動は継続できます。よろしくお願い申し上げます。

4 フードバンク関西への参加方法

1 会員になる

賛助会員は、活動趣旨に賛同し、毎年継続して寄付を行い、フードバンク関西を支援します。なお、個人会員は年会費2千円以上、団体会員は年会費1万円以上をお願いしています。

2 ボランティアになる

デリバリー担当：マイカーや法人所有のワゴン車を運転して、企業からの食品の引き取りや施設への食品のデリバリーを行います。

事務所スタッフ：事務所での食品管理、経理、広報、イベントなど様々な仕事を引き受けます。

3 寄付をする

当法人への運営資金を支えるための寄付を、常時、受け付けています。当法人は国税庁から認定 NPO 法人の認定を受けており、当法人への寄付は、個人の場合、寄付金額の 4 割、法人の場合は、寄付金額の全額を税控除の対象とすることができます。

4 食品を提供する

企業：余剰食品を無償提供してくださる食品関連企業を募集しています。引き取りを開始する前に当法人の活動への理解を求め、協働者として参加することを確認し、食品の安全管理に関して確認書を取り交わします。企業の要請に応じ、寄贈食品受領書の発行や分配先明細の報告を行います。

個人：皆様からの食品の寄贈も受け付けています。その場合は、賞味期限以内で未開封の食品であることが条件です。配送料は、寄付者負担でお願いしています。

5 食品を受け取り、食べ物として活用する

要支援生活者を支える非営利福祉団体に無償で食品を分配します。受取団体となる前に、当法人の活動趣旨への理解と協力を求め、食品の安全管理に関する確認書を交わします。また、事業実態と安全管理上の施設の確認のため、食品受取を開始する前に施設を見学させていただきます。

5 特定非営利活動法人フードバンク関西の活動履歴

平成 15 年 4 月 (2003) フードバンク関西活動開始。開店したコストコホールセールジャパン尼崎店から食品の提供を受け、大阪市内のホームレス支援団体に無償分配する活動を開始。

7 月 尼崎市に倉庫兼事務所を開設。

8 月 NPO 法人化のため設立総会を開催。

9 月 ネスレ日本株式会社から食品を受領開始。



フードバンク関西を立ち上げた
Mr. Bryan Lawrence

平成 16 年 1 月 (2004) 特定非営利活動法人 (NPO) 認証取得。

5 月 はあーとふるふぁんど(兵庫県遊技業協同組合)の助成金を受領。

7 月 木口ひょうご地域振興財団の助成金により冷蔵庫、冷凍庫を購入。

平成 17 年 1 月 (2005) ひょうごボランティア・スクエア 21 にて「こつこつ賞」を受賞。

5 月 連合・愛のキャンパの助成によりホームページを開設。

6 月 株式会社ジャパン・フード・サービスから冷凍鶏肉加工品を受領開始。

11 月 ファイザー株式会社より助成金を受領。

平成 18 年 1 月 (2006) 兵庫県社会福祉協議会より企業と NPO 協働奨励事業に選出され奨励金を受領。

5 月 芦屋市に倉庫兼事務所を移転。

7 月 毎週土曜日ふれあい工房「悠」を開き、余剰食品の試食会を開催。

9 月 マックスバリュ西日本株式会社から米を受領開始。

10 月 しみん基金・こうべから助成金を受領。



「悠」での試食会メニュー

- 平成 19 年 3 月 木口ひょうご地域振興財団より助成金を受領。
 (2007) 6 月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社より寄付金と商品を受領。
 毎日新聞に活動紹介記事を掲載。
 8 月 読売新聞に活動紹介記事を掲載。毎日放送の報道番組で活動を紹介。
 11 月 国税庁より認定 NPO 法人の認定取得。
- 平成 20 年 1 月 ハイイツ日本株式会社から食品を受領開始。
 (2008) ひょうごボランタリー・スクエア 21 のボランティア・市民活動元気アップアワード
 大賞受賞。
 6 月 テレビ大阪で活動を紹介。日本経済新聞に認定 NPO 法人格取得の記事を掲載。
 奈良食品株式会社から食品を受領開始。日仏商事株式会社から食品を受領開始。
 7 月 株式会社宝幸から食品を受領開始。
 9 月 日仏商事からの製菓用材料を、製菓を生業とする障害者作業所に分配。
 10 月 食品提供企業、受取団体との第 1 回交流会を開催。
 11 月 播磨社会復帰促進センターの農業研修で収穫される野菜類の受け取りを開始。
 加藤産業株式会社から食品を受領開始。

- 平成 21 年 2 月 マックスバリュ西日本株式会社よりレジ募金の寄付金を受領。
 (2009) 3 月 とよす株式会社から食品を受領開始。
 4 月 関西テレビの報道番組で活動を紹介。
 大阪米国総領事館で当法人支援のためケーキのサイレントオークションを開催。
 5 月 木口ひょうご地域振興財団より助成金を受領。
 読売テレビの報道番組で活動を紹介。
 6 月 インターネット寄付サイト GIVEONE による寄付受付を開始。
 10 月 国税庁により認定 NPO 法人格の再認定。
 11 月 浄土宗「共生・地域文化大賞奨励賞」を受賞し助成金を受領。
 大阪米国総領事夫人によりフードバンク関西支援のため
 第 1 回ラッフルキルトを開催。



サイレントオークション

- 平成 22 年 1 月 NHK で活動を紹介。
 (2010) マックスバリュ西日本株式会社よりレジ募金の寄付金を受領。
 3 月 阪急阪神ゆめ・まち未来基金から助成金を受領。
 4 月 大阪米国総領事館で第 2 回ケーキサイレントオークションを開催。
 5 月 ケンコーマヨネーズ株式会社から食品を受領開始。
 6 月 有限会社 MARIA・コーポレーションから食品を受領開始。
 9 月 農水省補助金により兵庫県阪神南地域ビジョン委員会と共催でシンポジウムを開催。
 株式会社中島大祥堂から食品を受領開始。
 全国のフードバンク 11 団体がネットワーク作りの協議を開始し、ガイドライン作成。
 12 月 第 2 回ラッフルキルトを開催。



第 1 回ラッフルキルト

- 平成 23 年 3 月 東日本大震災発生、直ちに被災地支援を開始。多くの企業
 (2011) や個人の方々から支援物資と配送費用が寄せられ、4 トント
 ラックで支援物資を被災地に直送するなど、この半年間に
 43.5 トンの支援物資を被災地に届ける。
 6 月 読売新聞に被災地支援の記事を掲載。
 12 月 第 3 回ラッフルキルトを開催。



被災地へ 4 トン
トラックで出発

- 平成 24 年 2 月 コストコホールセールジャパン神戸の食品引き取りを開始。
- (2012) 4 月 独立行政法人福祉医療機構(WAM)の助成金決まる。
- 5 月 尼崎市民福祉振興協会と食のセーフティネット事業の協定書締結。
- 6 月 「取扱食品の品質管理規定」を制定。
カルビー株式会社から食品を受領開始。
- 7 月 芦屋市社会福祉協議会と食のセーフティネット事業の協定書締結。
- 8 月 キューピー株式会社から食品を受領開始。
- 10 月 読売テレビで活動を紹介。
- 12 月 「フードバンク関西 10 周年感謝の集い」を開催。
第 4 回ラッフルキルトを開催。

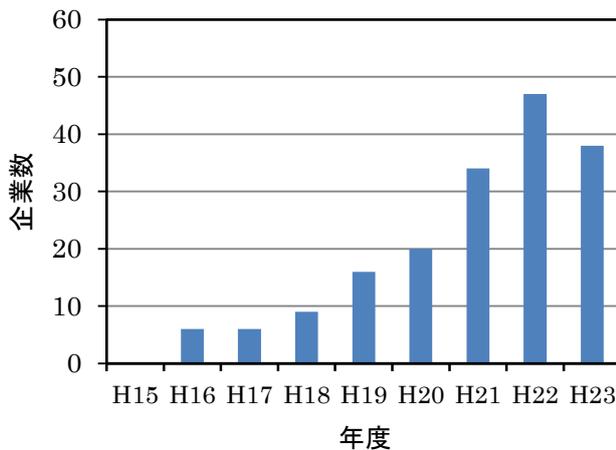


図 6 食品提供企業数

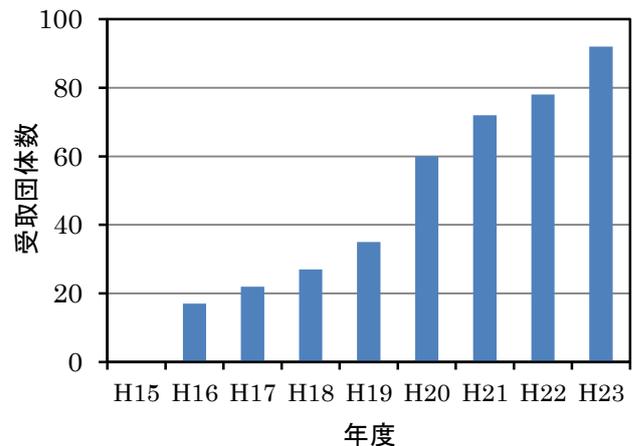


図 7 受取団体数

表 3 特定非営利活動法人フードバンク関西の概要

設立	平成 15 年 4 月 任意団体としてフードバンク活動開始 平成 16 年 1 月 兵庫県から特定非営利活動法人の認証取得。法務局に法人登記 平成 19 年 12 月 国税庁から認定非営利活動法人の認定取得
所在地	〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町 1-15 電話番号/ファックス 0797 - 34 - 8330 メールアドレス foodbank05@yahoo.co.jp
ボランティア	約 50 名 (役員を含め全員ボランティアによって活動)
役員	理事長 浅葉 めぐみ 副理事長 川崎 知浩 山田 美智子 理事 山本 茂 川西 美年 井上 正巳 小島 秀元 監事 長尾 紋直
正会員	27 名と 2 法人
賛助会員	約 200 名 (法人含む)
運営費	会費、寄付金、助成金
設備	事務所兼倉庫、倉庫 1 カ所、1.2 トン積載ワゴン車、 プレハブ式冷蔵設備、業務用大型冷蔵庫、業務用大型冷凍庫
ホームページ	http://foodbankkansai.org/



特定非営利活動法人 フードバンク関西

〒659-0051 芦屋市呉川町1-15

TEL/FAX 0797-34-8330

e-mail foodbank05@yahoo.oc.jp